

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計画主体	大網白里市

大網白里市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 大網白里市農業振興課

所 在 地 大網白里市仏島 7 2 番地

電 話 番 号 0 4 7 5 - 7 0 - 0 3 4 5

F A X 番 号 0 4 7 5 - 7 2 - 9 1 3 4

メ-ルアドレś noushin@ci ty.oamishirasato.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	ハクビシン・アライグマ・タヌキ イノシシ・ニホンジカ・キョン・カラス・サル
計 画 期 間	令和5年度～令和7年度
対 象 地 域	大網白里市

2. 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥 獣 の 種 類	被 害 の 現 状	
	品 目	被 害 数 値
ハクビシン	豆類・果樹・野菜	87a 148 千円
アライグマ	豆類・果樹・野菜	20a 115 千円
タヌキ	-	-
イノシシ	水稻	73a 625 千円
ニホンジカ	-	-
キョン	-	-
カラス	豆類・野菜	23a 67 千円
サル	-	-

(2) 被害の傾向

近年、大網白里市における鳥獣被害は、イノシシ・ハクビシン・アライグマ・カラスを中心として、農作物に被害を与えている。

ハクビシン・アライグマについては、市内全域において野菜等の被害が顕著であり、また、家屋等への侵入による生活被害も市内全域で確認されている。

ハクビシン・アライグマは年間を通じて被害が発生しているが、特に5月～9月の野菜類・果樹等の収穫期における被害が多く報告されているが、被害が多い月にかかわらず捕獲されている。捕獲頭数も年々増加しており、今後も、農作物被害防止のため、対策を積極的に行っていく。

イノシシについては、平成27年度に本市で捕獲されて以降、目撃情報や出沒痕跡が増加しており、捕獲頭数も年々増加している。今後、更なる被害の発生が予想されるため、捕獲等の農作物被害防止の対策を実施する。

ニホンジカについては、被害の報告はないが、平成27年度に市街地にニホンジカ（雄）の出沒があり、平成27年度に県が実施したアオキの食痕調査において、食痕が確認されている。

キョンについては、隣接する市町で捕獲や目撃情報が増えていることから、今後被害の発生が予想される。

カラスについては、市内全域で野菜類等の被害があり、被害の発生時期は、5～6月が多く報告されている。

なお、タヌキについては、令和３年度に被害は確認されなかったものの、令和４年度以降、野菜や豆類で被害を確認しており、捕獲頭数も年々増加していることから、今後も、被害の拡大が予想される。

(３) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
被害金額	ハクビシン 87a 148 千円	40a 70 千円
	アライグマ 20a 115 千円	10a 50 千円
	タヌキ -	-
	イノシシ 73a 625 千円	30a 300 千円
	ニホンジカ -	-
	キョン -	-
	カラス 23a 67 千円	10a 30 千円
	サル -	-

(４) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	東金地区猟友会大網白里支部への有害鳥獣捕獲の委託を行い、捕獲事業を実施した。	従事者の高齢化、担い手不足から捕獲体制が不十分なため、従事者の確保が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	-	現在イノシシによる被害報告が多く寄せられているため、今後被害の発生状況を見ながら侵入防止柵の設置を検討する必要がある。 地域集落での被害防止に取り組む呼びかけをする必要がある。

(５) 今後の取組方針

従来講じてきた被害防止対策に加え、効果的な捕獲を実施できるような体制を整備していく必要がある。

アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を行う。

タヌキについては、令和４年度以降、農作物への被害と捕獲数が増えていることを踏まえ、今後の被害防止のため、引き続き年間を通して箱わなによる捕獲を行う。

今後は、集落・農家・住民と自治体で被害状況や防止対策の情報共有を行

い、有害鳥獣による被害防止の意識を高めるとともに、防護柵の設置の検討や生息環境管理を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在の体制（東金地区猟友会大網白里支部有害鳥獣捕獲隊による捕獲業務）により捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年 ～ 令和7年	ハクビシン アライグマ タヌキ イノシシ ニホンジカ キョン カラス サル	農家組合等と連携し、農作物の生育状況及び被害状況を把握したうえで捕獲機材（わな等）の整備等を行い、安全で効果的な捕獲と銃器による捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

過去の捕獲実績、被害地域の状況を把握し捕獲計画を立て、また、アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画を踏まえ適正な捕獲を実施していく。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
アライグマ	300頭	400頭	500頭
タヌキ	50頭	50頭	80頭
イノシシ	100頭	150頭	200頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
キョン	5頭	5頭	5頭
カラス	200羽	200羽	200羽
サル	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
東金地区猟友会大網白里支部の協力のもと以下の取組みを実施する。 ・ハクビシン・タヌキについては、年間を通して箱わなによる捕獲を行う。 ・アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、年度を通して箱わなによる捕獲を行う。 ・イノシシについては、現在被害報告や捕獲実績が増加しているので、千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）により、目撃情報や捕獲実績等を基に、わなによる捕獲を積極的に行っていく。 ・ニホンジカについては、被害や出没の状況に応じ、わなによる捕獲を行う。 ・カラスについては、銃器による捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
-	-

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対 象 鳥 獣	整 備 内 容
	令和5年度 ~ 令和7年度
イノシシ	鳥獣被害防止総合対策交付金の活用等により侵入防止柵の整備を検討する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年 ~ 令和7年	ハクビシン アライグマ タヌキ イノシシ ニホンジカ キョン カラス サル	有害鳥獣による被害軽減のため、市内の耕作放棄地解消に努める。 また、有害鳥獣被害に関する情報を周知し地域住民の被害防止の意識を高め、地域ぐるみでの対策を推進する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大網白里市農業振興課	対応等の指揮

大網白里市安全対策課	市防災無線による緊急放送
東金警察署	緊急配備への応援等
山武都市広域行政組合消防本部	負傷者への対応等
大網白里市立国保大網病院	負傷者への対応等
千葉県山武域振興事務所 地域環境保全課	緊急配備への応援等
東金市地区猟友会	緊急配備への応援等

(2) 緊急時の連絡体制

別添緊急時の連絡体制図を参照

6 . 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大網白里市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
大網白里市	大網白里市農業振興課が事務局を担当し、協議会の連絡調整及び施策の立案等を行う。 その他、大網白里市の関係課との調整など
大網白里市農業委員会	被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力、地域との連絡調整
山武都市農業協同組合 大網経済センター	被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力
山武都市農業協同組合 営農部営農振興課	被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力
千葉県農業共済組合わか しお支所山武センター	被害状況等の情報提供、被害防止対策への積極的な協力
山武農業事務所 企画振興課	被害防止対策に関する情報提供及び事業実施の指導
東金地区猟友会大網白里 支部	有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策への積極的な協力、有害鳥獣捕獲
鳥獣保護管理員	被害防止対策に関する情報提供及び、被害防止対策に関する助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
千葉県野生鳥獣対策本部	被害対策の取組支援
山武地域野生鳥獣対策連絡会議	情報の提供・収集
千葉県山武地域振興事務所	捕獲許可・捕獲に係る指導
千葉県山武農業事務所	情報の提供・収集

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊設置に向け、被害が顕著な地域の住民や捕獲従事者などの関係者と協議を行っていく。

(4) その他被害防止施策の実施の実施体制に関する事項

—

7 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の処理については、原則として埋却・焼却とする
アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画の捕獲個体の取り扱いに基づき処理する。

8 . 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲数が少数で食品利用の推進は困難である。

9 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣の市・町・関係機関と情報交換を行いながら連携を図る。

緊急時の連絡体制図 (パトロール及び通報による場合)

